

京都市都市公園条例の一部を改正する条例(平成25年3月29日京都市条例第90号)

(建設局水と緑環境部緑政課及び文化市民局市民スポーツ振興室)

都市公園の配置及び規模に関する技術的基準等を定めるとともに、使用料の適正化を図る必要があるため、規定を整備することとしました。

この条例は、平成25年4月1日から施行することとしました。

京都市都市公園条例の一部を改正する条例を公布する。

平成25年3月29日

京都市長 門川大作

京都市条例第 90 号

京都市都市公園条例の一部を改正する条例

京都市都市公園条例の一部を次のように改正する。

第1条中「同じ。)の」の右に「設置及び」を加える。

第1条の次に次の2条を加える。

(都市公園の配置及び規模に関する技術的基準)

第1条の2 法第3条第1項に規定する条例で定める基準は、都市公園法施行令(以下「令」という。)第1条の2及び第2条に定める基準とする。

(公園施設の設置基準)

第1条の3 法第4条第1項本文に規定する条例で定める割合は、100分の2(5,000平方メートル以上の敷地面積を有する都市公園にあつては、100分の4)とする。

2 法第4条第1項ただし書に規定する条例で定める範囲は、令第6条第2項から第5項までに定める範囲とする。

附則第2項中「(以下旧条例という。)」を削る。

附則第3項を次のように改める。

(検討)

3 本市は、第1条の2及び第1条の3第2項の規定において引用する令の規定が改正されたときは、速やかに、これらの条の規定の改正の要否を検討し、その結果に基づき、本市の区域の実情に応じた基準の策定に取り組まなければならない。

附則第4項を削る。

別表3中 

3,000	2,000
-------	-------

 を 

3,500	2,500
-------	-------

 に、

1,800	1,400
-------	-------

 を 

2,000	1,600
-------	-------

 に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、別表3の改正規定及び附則

第3項の規定は同年6月1日から、次項の規定は公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 使用料の徴収その他これを徴収するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(適用区分)

- 3 この条例による改正後の京都市都市公園条例別表3の規定は、平成25年6月1日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

(建設局水と緑環境部緑政課及び文化市民局市民スポーツ振興室)